

茨 城 労 働 局 発 表

平成 24 年 9 月 6 日 (木)

担 当	茨城労働局労働基準部賃金室
	室 長 野 口 清
	室長補佐 米 山 清 三

電話 029-224-6216

## 茨城県最低賃金額を時間額699円に引上げ決定

茨城労働局長は、茨城県最低賃金を本年 10 月 6 日（土）から「時間額 699 円」に改正することを決定いたしました。

1. 茨城県最低賃金の改正については、本年 7 月 10 日、茨城労働局長（局長 中村 俊一）から茨城地方最低賃金審議会（会長 武田 隆志）に対し諮問を行いました。

同審議会は審議の結果、現行の時間額 692 円を「7 円」引上げて 699 円（引上率 1.01%）に改正することが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて茨城労働局長は、茨城県最低賃金を答申内容とする時間額 699 円と決定し、本日（9 月 6 日）官報公示を行いました。これにより、茨城県最低賃金は、10 月 6 日（土）から「時間額 699 円」に引上げられます。

2. 茨城県最低賃金は、原則として、茨城県内で働く常用、臨時、パートタイマー、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。

3. 今後、茨城労働局においては、改正後の茨城県最低賃金について、県内の事業場はもとより広く県民に周知を図ることとしております。